

## 埼玉県子供読書活動推進会議 設置要綱

### (設 置)

第1条 埼玉県における子供読書活動を推進するため、埼玉県子供読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (協議内容)

第2条 推進会議の行う協議は、次のとおりとする。

- 一 子供読書活動の推進に関すること。
- 二 子供の読書活動推進の広報・啓発に関すること。

### (組織及び運営)

第3条 推進会議に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員は別表1に掲げる者をもって充て、埼玉県教育委員会教育長が選任する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により、選出するものとする。
- 4 委員の任期は、原則として選任の日から翌年度の3月31日までとする。
- 5 委員長は、推進会議を招集し、主宰する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (庁内作業部会)

第4条 推進会議に庁内作業部会を置く。

- 2 庁内作業部会は、推進会議の協議事項の原案を作成する。
- 3 庁内作業部会に部会長、副部会長及び委員を置き、別表2に掲げる関係課の職員をもって充てる。
- 4 部会長は会議を招集し、主宰する。

### (庶 務)

第5条 推進会議の庶務は、教育局教育総務部生涯学習推進課において処理する。

### (その他)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年5月22日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年1月7日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年8月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年8月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年7月30日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年8月7日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

別表 1

埼玉県子供読書活動推進会議委員

委員	学 識 経 験 者
委員	家 庭 教 育 団 体 関 係 者
委員	民 間 団 体 ( 子 供 読 書 活 動 ) 関 係 者
委員	市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
委員	市 町 村 立 図 書 館 長
委員	放 課 後 児 童 ク ラ ブ ・ 放 課 後 子 供 教 室 関 係 者
委員	保 育 園 ・ 幼 稚 園 ・ 認 定 こ ど も 園 関 係 者
委員	公 立 小 学 校 長
委員	公 立 中 学 校 長
委員	県 立 高 等 学 校 長
委員	県 立 特 別 支 援 学 校 長
委員	県 立 久 喜 図 書 館 長

委員 12名

別表 2

埼玉県子供読書活動推進会議庁内作業部会

部会長	教 育 総 務 部 生 涯 学 習 推 進 課 長
副部会長	教 育 総 務 部 生 涯 学 習 推 進 課 副 課 長
副部会長	市 町 村 支 援 部 義 務 教 育 指 導 課 教 育 指 導 幹
委員	総 務 部 学 事 課
委員	県 民 生 活 部 青 少 年 課
委員	福 祉 部 こ ど も 支 援 課
委員	教 育 総 務 部 財 務 課
委員	教 育 総 務 部 生 涯 学 習 推 進 課
委員	県 立 学 校 部 高 校 教 育 指 導 課
委員	県 立 学 校 部 特 別 支 援 教 育 課
委員	市 町 村 支 援 部 小 中 学 校 人 事 課
委員	市 町 村 支 援 部 義 務 教 育 指 導 課
委員	県 立 久 喜 図 書 館

部会長、副部会長 2、委員 10名 計 13名